

# 「指定介護予防訪問看護」重要事項説明書

## 1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社アクティブビジョン  
 (2) 法人所在地 愛媛県今治市延喜甲31番地1  
 (3) 電話番号 0898-35-1388  
 (4) 代表者氏名 代表取締役 菊川 裕基  
 (5) 設立年月日 平成22年6月7日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防訪問看護  
 (2) 事業所の名称 リハビリ訪問看護ステーション華蓮  
 (3) 事業所の所在地 愛媛県今治市美須賀町3丁目3-2アビタ'31  
 (4) 電話番号 0898-35-4789  
 (5) 管理者 三谷 菜保  
 (6) 事業所の目的及び運営方針

当事業所はリハビリを中心に、笑顔が引き出せるような介護や日常生活上の必要な介助を提供することで、在宅での生活を一日でも長く継続できるよう支援することを目的とします。これらのサービスを提供するにあたって、利用者及びご家族のご希望を十二分に取り入れ、利用者に係る職種の協議によって計画書を作成し、内容に同意をいただきます。

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域  
 今治市、西条市 新居浜市  
 (2) 営業日及び営業時間

|          |                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------|
| 営業日      | 月曜日から土曜日<br>(祝祭日(成人の日を除く)、8月15日、12月30日から1月3日までを休日とします。) |
| 営業時間     | 8:30~18:00                                              |
| サービス提供時間 | 8:30~18:00                                              |

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

| 職                      | 職務内容                                                                                                    | 人員数    |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 管理者                    | 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護を行い、また行われているか必要な管理を行います。<br>2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 | 常勤 1名  |
| 看護職員<br>(看護師・<br>准看護師) | 1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。<br>2 介護予防訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。                           | 非常勤 4名 |

|              |                                                                                  |        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 理学療法士及び作業療法士 | 1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。<br>2 介護予防訪問看護の提供に当たっては、専門の適切な技術をもって行います。 | 非常勤 5名 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------|

##### 5. 当事業所が提供するサービスの内容

|      | 内 容                                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問看護 | 1 療養生活や、介護方法についての相談<br>2 食事、入浴、排泄など日常生活の世話<br>3 リハビリテーション<br>4 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理<br>5 ガン、難病、認知症の方の看護<br>6 その他 |

##### 6. 利用料金

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

###### ■介護予防訪問看護費

| サービス提供時間数<br>サービス提供時間帯                 | 20分未満  |        | 30分未満  |        | 30分以上<br>1時間未満 |        | 1時間以上<br>1時間30分未満 |        |
|----------------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------|-------------------|--------|
|                                        | 利用料    | 利用者負担額 | 利用料    | 利用者負担額 | 利用料            | 利用者負担額 | 利用料               | 利用者負担額 |
| 昼間<br>(上段：看護師による場合<br>下段：准看護師による場合)    | 3,030円 | 303円   | 4,510円 | 451円   | 7,940円         | 794円   | 10,900円           | 1,090円 |
|                                        | 2,720円 | 272円   | 4,050円 | 405円   | 7,130円         | 713円   | 9,780円            | 978円   |
| 早朝・夜間<br>(上段：看護師による場合<br>下段：准看護師による場合) | 3,780円 | 378円   | 5,630円 | 563円   | 9,900円         | 990円   | 13,590円           | 1,359円 |
|                                        | 3,400円 | 340円   | 5,060円 | 506円   | 8,910円         | 891円   | 12,230円           | 1,223円 |
| 深夜<br>(上段：看護師による場合<br>下段：准看護師による場合)    | 4,530円 | 453円   | 6,750円 | 675円   | 11,880円        | 1,188円 | 16,310円           | 1,631円 |
|                                        | 4,080円 | 408円   | 6,080円 | 608円   | 10,700円        | 1,070円 | 14,670円           | 1,467円 |

###### ■理学療法士等による訪問の場合

| サービス提供時間数<br>サービス提供時間帯 | 1日に2回までの場合 |        | 1日に2回を超えて行う場合 |        |
|------------------------|------------|--------|---------------|--------|
|                        | 利用料        | 利用者負担額 | 利用料           | 利用者負担額 |
| 昼間                     | 2,840円     | 284円   | 1,420円        | 142円   |
| 早朝・夜間                  | 3,540円     | 354円   | 1,780円        | 178円   |
| 深夜                     | 4,250円     | 425円   | 2,130円        | 213円   |

| 提供時間帯名 | 早朝               | 夜間                | 深夜                |
|--------|------------------|-------------------|-------------------|
| 時 間 帯  | 午前6時から<br>午前8時まで | 午後6時から<br>午後10時まで | 午後10時から<br>午前6時まで |

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

※一定以上の所得者の場合は、2割・3割負担となります。

| 加 算                | 利用料     | 利用者負担額 | 算 定 回 数 等         |
|--------------------|---------|--------|-------------------|
| 特 別 管 理 加 算 ( I )  | 5,000 円 | 500 円  | 1 月に 1 回          |
| 特 別 管 理 加 算 ( II ) | 2,500 円 | 250 円  |                   |
| 初 回 加 算 ( I )      | 3,500 円 | 350 円  | 退院日に初回訪問した場合      |
| 初 回 加 算 ( II )     | 3,000 円 | 300 円  | 初回のみ              |
| 退 院 時 共 同 指 導 加 算  | 6,000 円 | 600 円  | 1 回当たり            |
| 複 数 名 訪 問 看 護 加 算  | 2,540 円 | 254 円  | 1 回当たり ( 3 0 分未満) |
|                    | 4,020 円 | 402 円  | 1 回当たり ( 3 0 分以上) |
| 長 時 間 訪 問 看 護 加 算  | 3,000 円 | 300 円  | 1 回当たり            |

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

### ① 事業の実施地域以外の交通費

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えた地点から、10 キロメートル以内 100 円、20 キロメートル以内 150 円を実費として徴収させていただきます。島嶼部については、距離に基づく交通費に加え高速道路代実費を徴収させていただきます。

### ② 訪問看護と連携して行われる死後の処置。

## (3) 利用料金お支払い方法

① 前記 (1)、(2) の料金・費用の合計額を翌月10日前後に請求書を発行し、27日に口座引き落としにてお支払いいただきます。

② 現金でのお支払いも、翌月の20日までとさせていただきます。

## (4) サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定介護予防訪問看護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前8時30分までに事業所に申し出てください。

当日8時30分以降に中止する場合には、以下の通りのキャンセル料をいただきます。

前日のキャンセル :無料

当日のキャンセル :2,000 円

【連絡先】 (電話番号)

0 8 9 8 — 3 5 — 4 7 8 9

## (5) サービス利用の変更

利用者が指定介護予防訪問看護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。該当利用者に係る地域包括支援センターへの連絡、その他の必要な援助を行います。

## 7. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名] 管理者：三谷 菜保

○受 付 時 間 月曜日～土曜日 (8:30～18:00) 電話番号 0898-35-4789

(2) 行政機関その他苦情受付機関：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

|                |       |                                         |
|----------------|-------|-----------------------------------------|
| 今治市            | 高齢介護課 | 所在地 今治市別宮町1丁目4番地1<br>電話番号 0898-36-1526  |
| 西条市            | 長寿介護課 | 所在地 西条市明屋敷164番地<br>電話番号 0897-56-5151    |
| 新居浜市           | 介護福祉課 | 所在地 新居浜市一宮町一丁目5番1号<br>電話番号 0897-65-1241 |
| 愛媛県国民健康保険団体連合会 |       | 所在地 松山市高岡町101番地1<br>電話番号 089-968-8700   |

## 8. 利用に当たっての留意事項

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 9. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、地域包括支援センターへの連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 緊急時における対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行い、速やかに管理者及び主治医に報告します。

## 11. 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 虐待防止に関する責任者 | (管理者) 三谷 菜保 |
|-------------|-------------|

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

指定介護予防訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和      年      月      日

リハビリ訪問看護ステーション 華蓮

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_